

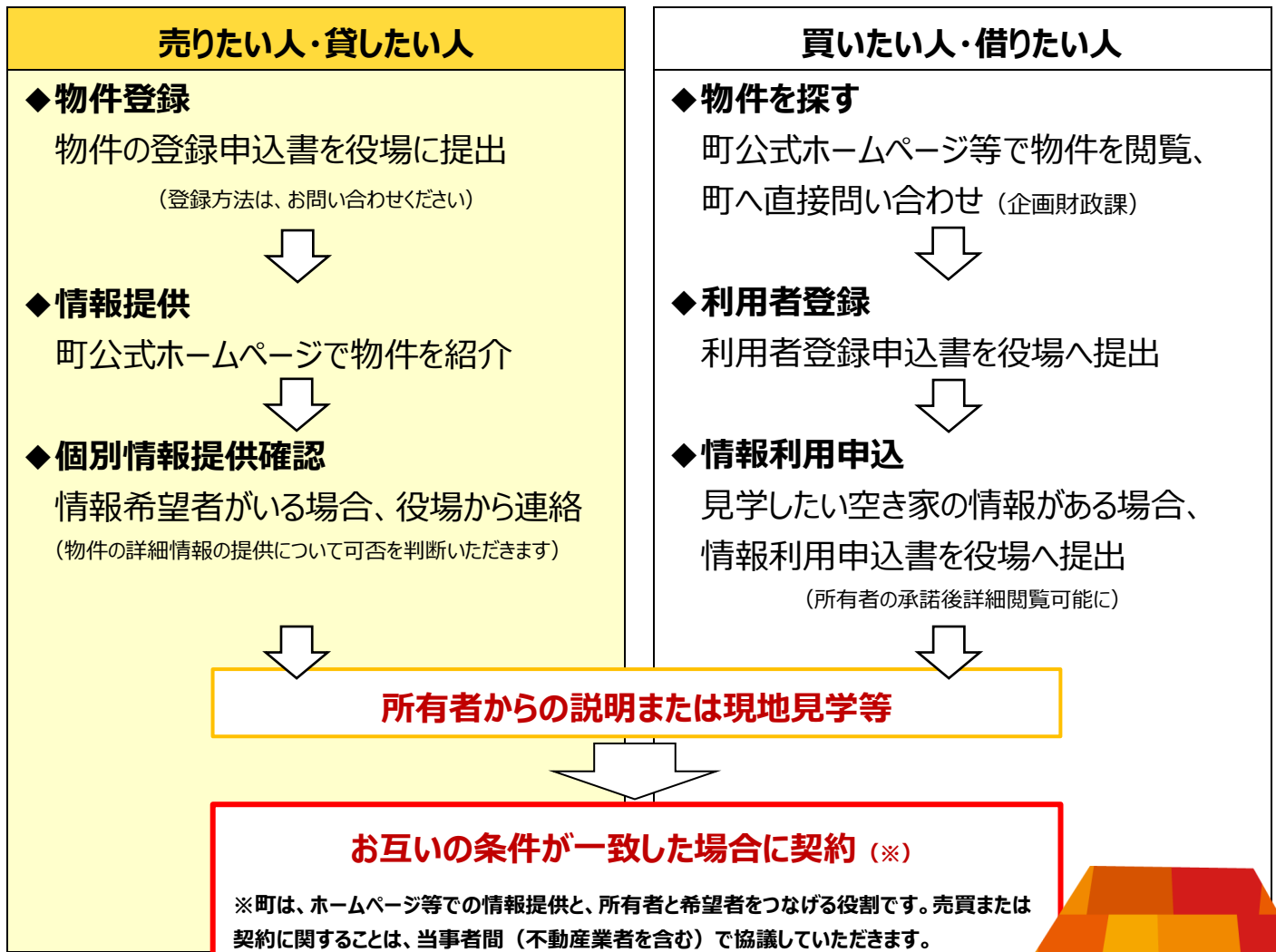
村田町空き家バンク制度が平成 27 年 10 月 1 日から始まりました。



空き家所有者の皆様へ 空き家の登録を 募集しています

空き家バンクは、「貸したい・売りたい」⇔「借りたい・買いたい」をつなぐ制度です！

町は、窓口やホームページで空き家情報の情報提供のみを行います。

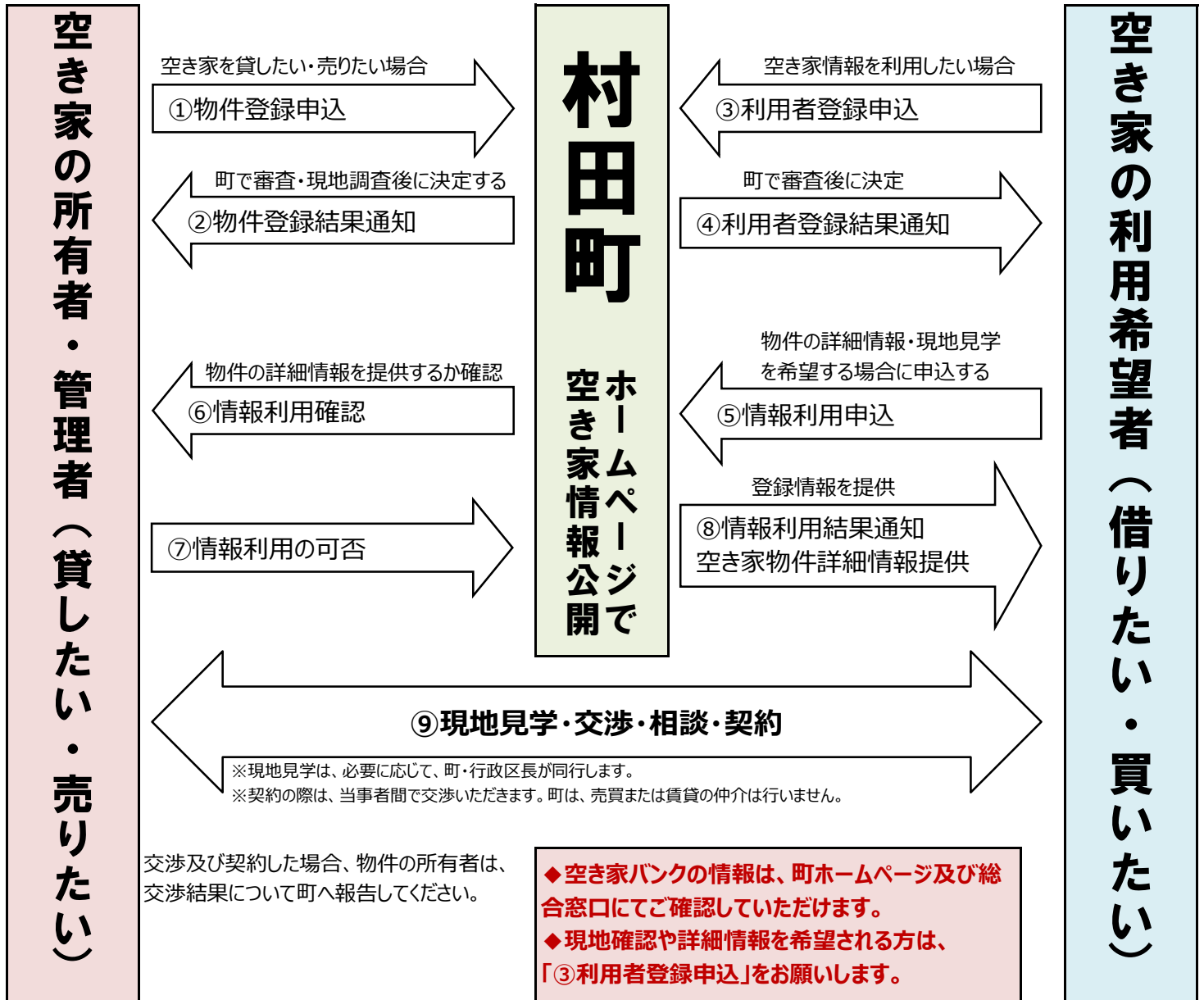


◆お申し込み・お問い合わせ

村田町役場 企画財政課 まちづくり推進班
〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫 6 番地
TEL : 0224-83-2112 / FAX : 0224-83-5740
Mail : mura-kik@town.murata.miyagi.jp



村田町「空き家バンク」フローチャート



■ 空き家の登録

- ① 空き家等の所有者は、登録する物件について町へ登録申込書（様式1・2）を提出。
- ② 町は審査後、申込者へ登録結果通知書（様式3）を送付。

■ 空き家情報利用希望者の登録

- ③ 空き家バンクに登録された物件情報の提供を希望する者は、利用者登録申込書（様式7）と誓約書（様式8）を町へ提出。
- ④ 町は審査後に、申込者へ利用者登録結果通知書（様式9）を送付。情報利用申込のできる利用者となる。

■ 空き家情報の利用申込

- ⑤ 利用者は、空き家バンク情報の利用（詳細提供）を希望する場合は、情報利用申込書（様式13）を町へ提出。
- ⑥ 町は審査後に、該当物件の所有者へ、情報提供の可否を情報利用確認書（様式14）にて確認。
- ⑦ 該当物件の所有者は、町へ情報提供の可否を返答。
- ⑧ 町は、利用者へ情報提供の可否について、情報利用結果通知書（様式第15号）にて通知。

■ 所有者と面談・交渉・契約

- ⑨ 物件の所有者と情報提供を受けた利用者にて現地確認等の面談をする。（必要に応じて行政区長と面談）
- ⑩ 交渉及び契約した場合、物件の所有者は、交渉結果について村田町へ報告。

※各様式は、役場企画財政課に用意しています。